# 平成 27 年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会 第 2 回障害者施設等部会

**1** 日時: 平成 27 年 10 月 26 日 (木) 午後 1 時 30 分~午後 4 時 00 分

2 場所:千葉市中央コミュニティセンター 海鴎

## 3 出席者:

## (1)委員

伊藤修委員、近藤一夫委員、西尾孝司部会長、松下やえ子委員、山田良治副部会長

#### (2)事務局

大木高齢障害部長、矢澤保健福祉総務課長、根岸障害福祉サービス課長、清田障害福祉サービス課長補佐、仁保健福祉総務課主査、薄田障害福祉サービス課主査、小野保健福祉総務課主任主事、安川障害福祉サービス課主事 (前半のみ)

岡部保健福祉局次長、丸島生活文化スポーツ部長、大塚地域福祉課長、 鳰川高齢福祉課長、岡本男女共同参画課長、半澤地域福祉課長補佐、 西村地域福祉課主査、藤原高齢福祉課主査、小林高齢福祉課主任主事、 森山地域福祉課主事、仁保地域福祉課主事

#### 4 議題:

- (1) 千葉市ハーモニープラザの各施設の指定管理予定候補者の選定について
- (2) 千葉市桜木園の指定管理予定候補者の選定について
- (3) 千葉市療育センターの指定管理予定候補者の選定について
- (4) 千葉市大宮学園の指定管理予定候補者の選定について
- (5) その他

#### 5 議事の概要:

#### $(1) \sim (4)$

千葉市ハーモニープラザの施設維持管理等業務及び各施設、千葉市桜木園、千葉市療育センター、千葉市大宮学園について、指定申請書等の説明、質疑応答ののち、平成28年度からの指定管理予定候補者を選定した。

#### 6 会議経過:

**○仁保健福祉総務課主査** お待たせいたしました。本日はご多忙中のところ、お集まりいただきありがとうございます。

予定の時刻となりましたので、はじめさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、保健福祉総務課の仁と申します。どうぞよろ しくお願いいたします。 それでは、議事に入ります前に、お手元に配布した資料の確認をさせていただきます。

資料は「次第」、裏表になっております「席次表」、「委員名簿」、あとは事前に配布しております資料ということで、フラットファイルの黄色と青のものはハーモニープラザ関係です。 ピンクと緑が障害関係になります。資料についてはその四点でございますが、よろしいでしょうか。

それから、審査票ですが「事前にご記入されていても結構です」とお伝えしておりましたが、 お手元に皆様お持ちでしょうか。もしないようでしたら、お声かけをいただければと思います。

続きまして、会議の成立についてご報告いたします。本日の出席委員は、総数5名中5名でございますので「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例 第10条第2項」に基づき、会議は成立しております。また、市の情報公開条例第25条の規定に基づき、本日の会議は公開となっておりますが、途中から非公開の予定です。

それでは、開会に当たりまして、保健福祉局次長の岡部よりご挨拶を申し上げます。

**〇岡部保健福祉局次長** 保健福祉局次長の岡部でございます。本日は大変ご多忙の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議題につきましては、お手元の次第に書いてございますように(1)から(4)までの「ハーモニープラザ」「桜木園」「療育センター」「大宮学園」の4施設につきまして、指定管理予定候補者の選定をしていただくということでございます。

指定管理制度は民間事業者の創意工夫を生かして、かつ継続的な安定型の経営を担保するという目的でございます。本日の委員の皆様には、それぞれの経験の中から、この点について有益なご意見をいただきたいと考えております。ちょっと長くなりますが、本日の審議のほど、どうかよろしくお願いいたします。

**〇仁保健福祉総務課主査** それでは、ここからは、西尾部会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**○西尾部会長** それでは、早速ですが、議題の(1)「千葉市ハーモニープラザの各施設の指定管理予定候補者の選定について」に入ります。ここからは、千葉市情報公開条例第7条第3号に規定する非公開情報にあたりますことから、非公開となります。傍聴人の方がいらっしゃれば、ご退席をお願いいたします。はい。それでは、傍聴人の方がいらっしゃらないということで、このまま続けます。

はじめに、今回の審議の流れ等について、事務局より説明をお願いいたします。

**〇矢澤保健福祉総務課長** 保健福祉総務課の矢澤でございます。本日の審議について、簡単にご説明をさせていただきたいと存じます。座って失礼いたします。

本部会が所掌しております「ハーモニープラザの各施設」「桜木園」「療育センター」「大宮学園」は、指定管理期間が今年度限りとなっております。このため、来年度の指定管理予定候補者を非公募で選定していただくものでございます。まず、ハーモニープラザ関係を一括してご審議いただきます。そして、事務局入替え後、残りの施設についてご審議いただきたいと思います。

審議の流れですが、まず事務局から「第1次審査及び応募事業者の提案書等」について説明を行います。その後「質疑応答」を行い、すでにお手元に配布済みの提案書の内容について、 選定要項との適合状況等を中心にご確認をいただきます。その後、お配りしております「審査票」へのご記入をいただくとともに、ご意見をいただきたいと考えております。 「審査票」の記入につきまして、黄色のファイルを用いて説明させていただきたいと存じます。冒頭に審査票が綴じてございます。こちらの各項目の「評価」にマルを付けていっていただきます。ページをめくっていただきますと「選定基準」があり、 $4\sim5$ ページ目が「ア審査項目」ということで、審査票のひな型となっております。

では、5ページ下段の表をご覧いただけますでしょうか。「イ 各項目の審査方法」「(r)原則」ということで、各評価についての説明が記載してございます。基本的には「C」が水準どおりであり、提案内容が優れていれば「B」、さらに優れていれば「A」ということになっております。一方「D」は水準に達しないおそれがある場合で、「E」に至っては明らかに水準に達しない提案が行われているということになります。 1つの項目について、過半数の委員が「D」の評価をした、または1人以上の委員が「E」の評価をした場合、応募者を失格とするか否かを協議することとしております。

続いて6ページ「(イ)上記原則によらない審査項目」をご覧いただけますでしょうか。次に掲げる審査項目については、「(ア)原則」によらず、6ページから12ページに示す方法により、評価を行っていただきます。失格の協議を要する案件についても、異なる場合がございます。

また、6ページから 12ページの表中、吹き出しでコメントが付されている項目は、数値的なもので事前に評価が可能なものにつきましては、あらかじめ当局で審査票に記入しているものでございます。

例えば 10 ページ 5 の「(2) 管理経費」ですと、提案額について、所定の計算式をもって基準額からの削減率を算出することで評価が定まります。なお、審査票を見ていただくと、この項目は「D」が付いておりますが、失格要件は 10 ページ最下段にあるように、原則とは異なり、「E」評価が付いた場合のみでございます。

審査票に記入していただいた後に、最後にご意見を頂戴いたします。個別・具体的にいただきました意見等につきましては、今後の指定管理予定候補者との協議の中で、基本協定書または年度の事業計画書に可能な限り反映させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

**〇西尾部会長** ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等がありましたら、ご発言お願いいたします。

ご質問がなければ「第1次審査及び応募提案書等」についての説明に入りたいと思います。 事務局よりお願いいたします。

**○大塚地域福祉課長** 地域福祉課の大塚でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、ハーモニープラザの指定管理者の選定にあたり「施設の概要」「関係書類」「第 1次審査の結果」などについてご説明をいたします。失礼して、座って説明をさせていただき ます。

水色のフラットファイルをご覧ください。まず、ハーモニープラザの概要につきまして「参考1 千葉市ハーモニープラザ 施設の概要」をご覧ください。

「1 ハーモニープラザ全体の概要」ですが、施設の所在地は「千葉市中央区千葉寺町 1208 番地 2」、設置目的は「社会福祉の増進及び男女共同参画社会の形成を図るため、市民の自主的な活動及び交流の場を提供するとともに、各種の事業を行うこと」です。ハーモニープラザは、複数の指定管理対象施設と指定管理対象外施設から構成される複合施設であり、各施設を有機的に連携させ、一体的に管理運営していくことが求められます。

「2 指定管理対象施設・業務」ですが、指定管理の対象は「障害者福祉センター」「ことぶき大学校」「社会福祉研修センター」「男女共同参画センター」の4つの施設運営と「施設維持管理等業務」からなり、この度の指定管理者の選定にあたっては、これらの施設運営業務を適正に実施できるかを審査いただきます。

また、「3 指定管理対象外施設」についてですが、記載のとおり、千葉市直営の「障害者相談センター」や、社会福祉協議会が運営する「ボランティアセンター」などがあります。

ハーモニープラザの指定管理者の選定にあたっては、8月に委員の皆様に文書で通知しましたとおり、次期指定管理期間において、各施設のレイアウトや実施する事業などを含め、ハーモニープラザ全体の見直しの検討を行うことから、例外的に指定期間を平成28年度から29年度の2年間とし、現在の指定管理者である「千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体」を非公募で選定することといたしました。

次に、選定手続きにあたり申請者へ交付した書類についてご説明いたします。「参考4-1 指定管理予定候補者選定要項」をご覧ください。この「選定要項」は、指定管理予定候補者の選定に関して必要な事項を定めたもので「選定の概要」「施設の概要」「指定管理業務の範囲」「選定の手続き」などについて記載されています。

4ページをご覧ください。過年度からの主な変更点としては、今年度から全庁的な取組みとして、指定管理施設の目指すべき方向である「ビジョン」と、ビジョンを実現するために施設の役割を示した「ミッション」について、あらかじめ選定要項で明らかにすることとしており、ハーモニープラザについても、施設ごとに「ビジョン」「ミッション」について記載しております。

続いて、8ページから10ページにかけてご覧ください。その他の変更点ですが、施設ごとに「指定管理者制度導入に関する市の考え」として、市が指定管理者に期待する効果を記載しており、効果の検証にあたっては「成果指標」と、それに対応する「数値目標」を設定しています。

次に「参考4-2 管理運営の基準」をご覧ください。管理運営の基準では「ハーモニープラザ設置管理条例」や、選定要項で示している「指定管理業務」について、市が指定管理者に要求する具体的な管理運営の基準を定めております。内容としては、全施設の共通事項として「職員の管理体制」や「経理事項」「モニタリング」などについて定めているほか、別冊1から別冊4にかけては、個別施設ごとに管理運営の基準を定めております。

その他の交付書類ですが、「参考 4-3 基本協定書(案)」のひな型、申請に関する様式の一式などを、併せて申請者へ配布いたしました。

続きまして、指定申請者についてご紹介いたします。冒頭にもお伝えしておりますが、今回は非公募での選定となりますので、事務局から現在の指定管理者である「千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体」に指定の申請を求めましたところ、9月28日付けで申請がありました。この「千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体」は、「社会福祉法人千葉市社会福祉事業団」を代表とする共同事業体で、その他の構成団体には「社会福祉法人千葉市社会福祉協議会」「公益財団法人千葉市文化振興財団」があります。各団体の詳細につきましては、「参考3指定申請書類」の中で「定款」「現在事項全部証明書」「様式第2号団体の概要」などを提出いただいております。

続きまして、「資料1 提案書」をご覧ください。提案書は「選定要項」及び「管理運営の基

準」で定める事項について、市の指定する様式に基づき事業者から提出されたもので、本日、委員の皆様には、主に提案書に記載されている内容に基づいて審査を行っていただきます。具体的には、様式第1号の「管理運営の基本的な考え方」から、様式第27号の「収支予算書」まで、この提案書に記載の事項が「選定要項」及び「管理運営の基準」に適合するかどうか、「選定基準」に基づいてご審査くださいますようお願い申し上げます。

最後に、第1次審査の結果について、ご説明いたします。「参考2 第1次審査の結果について」をご覧ください。第1次審査では、指定申請者から提出された「指定申請書類」について、選定要項に定める申請の資格要件を備えているか、また失格要件に該当しないか、15の審査項目を用いて事務局が形式的要件を審査いたしました。

個別の審査項目と審査結果については、表に記載のとおりで、いずれの団体も「申請資格要件」をすべて満たし、かつ「失格要件」のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、第1次審査につきましては「合格」との報告をさせていただきます。なお、審査に用いた「指定申請書類」については「参考3」に添付してあります。また「資料2」につきましては各構成団体の決算書等、「参考5」につきましては関係条例・規則となっております。私からの説明は以上でございます。

**〇西尾部会長** ただいまの事務局の説明に対して、質問がありましたらお願いをいたします。 なお、最後に意見を決定する必要がありますので、ご意見は後ほどお願いをいたします。

では、何か質問があればお願いいたします。よろしいですか、特段ご質問がなければ、はい。

- **〇近藤委員** そうしますと、今回の審査の対象というのは、この「資料1」に限るということでよろしいのですか。「資料2」以下は、特に。
- ○西尾部会長 「資料2」は財務ですね、こちらは審査対象ではありません。
- **〇近藤委員** はい、わかりました。
- **○西尾部会長** 内容に関しては「資料1」の範囲でということです。よろしいですか。質問は以上でよろしければ、このあとは選定に関する議事に移りますので、事業者の方は退席をお願いいたします。

#### (事業者退席)

- **○西尾部会長** では、はじめに「財務関係の所見」について、評価の参考にさせていただく ために、公認会計士の山田委員より、ご意見をお願いいたしたいと思います。
- **〇山田委員** 申し上げます。事業体を構成します「千葉市社会福祉事業団」「千葉市社会福祉協議会」「千葉市文化振興財団」の3者につきまして、過年度の過去3年の決算状況を見せていただきました。その結果、特段の財務上のリスク、将来事業撤退のリスクなども含めましてですが、そういったリスクは特に認められませんでした。以上でございます。
- **○西尾部会長** ただいまの山田委員のご意見に対しまして、何かご質問・ご意見等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

特によろしいですか。なければ、財務関係以外でのご意見をお願いいたします。

意見の前に、ちょっと質問させていただきたいのですが、資料1の28ページ「施設の効用を最大限発揮するものであること」という項目のところです。この中にある文章は、事業者の方がお書きになったものという理解でよろしいですか。例えば「事業実施の基本的な考え方」という項目がありますが、この中身自体は、事業者の方がお書きになったものという理解でよろしいですか。

- **〇大塚地域福祉課長** さようでございます。
- **〇西尾部会長** 了解しました。意見なのですが、障害者福祉センターさんの分を見た時に、 私はちょっと違和感がありました。事業実施の基本的な考え方の中で「事業を通じて…」の以 下です。「障害者の主体性、自立性の確立への支援をします」という書き方は、前提は「障害 者は主体性と自立性が確立できていない」という文章になります。

要するに、主体性と自立性を確立した方に対して、いまさら主体性・自立性を確立する支援はできないわけです。「(確立)していない」という前提の文章になっていて、これは障害をお持ちの方が見たら、たぶんお怒りになるだろうなと。「我々は主体性がないと、あなた方は見ているのか」という文章になるので、これはいかがなものかと思います。そもそも主体性・自立性の確立が、障害者福祉センターの基本的なミッションなのかということです。どうなのでしょうか。ミッションの項目がどこかにありましたね。

ちょっと違うのではないかというところで、違和感を持ったということが一点です。まず、 これが私の意見です。修正が必要なのではないかという思いをいたしました。

- **〇根岸障害福祉サービス課長** そうですね。確かに訂正ということになろうかと思います。 訂正を考えさせていただければと思います。
- **○西尾部会長** その次の 31 ページと 32 ページ、4 の項目になりますか「成果指標」のところがあります。設定する目標が示されているのですが、これが未達成になった場合には、何か施策なり指導なりということはあるのですか。例えば 31 ページですと「『良い』の割合が 8 割以上」という目標値があります。これが 7 割になった時に、何かの措置は用意されているのでしょうか。
- **〇根岸障害福祉サービス課長** 特にペナルティという考えはないのですが、指標がないと、 きちんとできたかどうかわかりません。今回は、全庁的にこのような形で定めることになりま した。
- **○西尾部会長** 必ずしもペナルティである必要はないかと思うのですが、未達成だった時には、事業者の自主的な努力に期待することになるのでしょうか。
- **○根岸障害福祉サービス課長** もちろん事業者の努力もあるのですが、市もその達成に向けて、進捗を見ながら指導していくことは可能かと思います。
- **○西尾部会長** たぶん、最近はやりの「PDCAサイクルを回せ」ということになると思いますが、そちらの方がプランの段階で、チェックして下回った場合は「次年度に向けて改善提案を出せ」とか、そういうペナルティでなくても、チェック・アクトに相当するものが想定されていないと、結果としてPDCAは回らないのではないかというところです。では、ここはまだ取組みが始まったところというように、理解いたしましょう。
- **○矢澤保健福祉総務課長** すみません。先ほど 28 ページの記載ぶりですが、提案書につきましては、事業者から 9 月の段階でこちらに提示されているものでございます。 修正・訂正はこちらから求めるような内容・種別のものではないので、そこのところはご理解いただければと思います。
- **○西尾部会長** わかりました。ということは、我々としてはこれを以て評価をすれば良いということですね。はい、了解いたしました。他はご意見いかがでしょうか。お願いします。
- **〇近藤委員** 近藤でございます。資料1の16ページからの「関係法令等の遵守」に関して、 質問したいと思います。ここにも書いてありますが、今月からいよいよマイナンバー法が施行

されます。それについて、16ページにはさらりと「より厳格な保護措置を定めていきます」という1行だけしか書かれておりません。他の個人情報は、相当細かく記載をされております。 もっと充実して書いた方がよろしいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

- **○矢澤保健福祉総務課長** どうしましょうか。先ほど事業者の方を退席させましたが、評価 についてのご質問ということであれば入れますが。それとも具体的な評価の話として…。
- **○近藤委員** 今日の会議の運営の仕方がわからなかったので、質問してよろしいのかと思ったのですが、そういう意味ではないのですか。
- ○矢澤保健福祉総務課長 記載の内容については、いろんな言い方でもちろん構いませんし、 それでいいのですが、先ほど事業者がいる段階で、提案内容について「具体的にどういうこと でしょうか」という質問がおありになればということで、その段階での質問をこちらが勝手に 想定していたところです。それを受けまして、提案書についての質問はなかったということで、 事業者はいま外に出ております。

いま、この段階でお願いしているのは、具体的な評価のところになります。いまおっしゃった質問の趣旨が違っていれば申し訳ないですが、中身を云々ということは…。

- **○近藤委員** 質問はそのとおりです。私は、この場で質問をして意見を言うのかと思っていたのですが、そのような運営ではなかったのですね。この 10 月 21 日付の書面ですと「事業者から提出された提案書の内容について、簡単に説明いたします」と書いてあるのです。「その後、内容について質疑応答を行っていただきます」とあるので、何かそういう説明があるのかと思っていたのです。この点についてはいかがでしょう。
- **○矢澤保健福祉総務課長** いま、お話しいただいた事業者の提案内容については、先ほど地域福祉課長の大塚からご説明したものでございます。それに対して質問が。
- **〇近藤委員** でも、大塚さんは事業者なのですか。
- **○矢澤保健福祉総務課長** 事業者につきましては、提案書をすべて事務局側で答えられればいいのですが、提案者としての部分がございますので、具体的に提案内容に踏み込んだ部分については提案者から答えるということで、提案者を同席させていただいたわけでございます。
- **○近藤委員** 私の読み方が悪いのかよくわかりませんが、これは「事業者が簡単に説明する」という文章なのかと思ったのです。確かに最初は「まず当局からは」と書いてありますが、その後に点を打って「事業者から」と書いてあるから、てっきり事業者から説明があるのかと思いました。私が趣旨を間違えていたかもしれません。そうであれば、進行に支障をきたしたかもしれませんので、お詫びしたいと思います。
- **〇西尾部会長** いえいえ、私の理解も十分ではなかったような気がするので。
- **〇鳰川高齢福祉課長** 西尾部会長、ちょっと仕切り直しをしましょう。いま事業者を入れますので、先ほど部会長さんが言われた 28 ページの件も含めて聞いていただき、近藤委員さんの方でもかなり用意して来られた部分があるということですから、その意見も言っていただければよろしいかと思いますので。
- **〇西尾部会長** ということで、少し振り出しに戻る形です。一度、提案内容に関する質問の ところに戻らせていただき、再開をさせていただきたいと思います。

#### (事業者入室)

**〇事業者(社会福祉事業団)** 社会福祉事業団の藤代と申します。マイナンバーの件ですが、いま現在どのように情報を、職員や利用者さんのマイナンバーを集めていくのか、ただいま協

議中です。管理の方法等はまだこれから詰めていく段階で、具体的にはまだ決まっていないの が現状です。

**〇西尾部会長** 追加ですが、職員についてはマイナンバーを集めるしかないわけで、集めない方向はないだろうと思います。利用者の方から集めることの可能性を含んでお考えですか。

**○事業者(社会福祉事業団)** はい。一応介護保険の請求等があると思いますので、そちらの方は集めなければいけないのではないかとは思っています。いま、職員も研修等で勉強しているような段階です。

**○西尾部会長** 他に、事業者の方に確認した方が良いと思うことがあれば。では、山田先生 よろしいですか。

**〇山田委員** 似たような話ですが、社会福祉法の改正案が来年 28 年の 4 月から施行されるわけです。関係法令の遵守ということで、改正法への対応もお考えいただく必要があるかということですが、これは意見とさせていただきます。

**○伊藤委員** 1回目の時に聞けばよかったのかもしれません。また、お答えになっているのかもしれませんが、1ページの基本的な考えの中に、専門性の高い人を正規職員で確保すると書いてあります。この辺については、正規職員と非正規の割合がわかれば教えていただきたいということです。

もう一つは、4ページで共同事業体ということになっていますが、3者さんが年に何回かお 集まりになって協議をすると思うのですが、その実績等がわかればと思います。どのくらい集 まって、どんなことを話しているのか、アフターフォローとしてどういうことをしているのか、 市との関係でいろいろあると思いますが、概略で結構です。前にお伺いしたかもしれませんが、 改めてもう1回わかれば教えてください。

○事業者(社会福祉事業団) 社会福祉事業団です。ただいまの一点目の質問ですが、私どもでは常勤職員が約200人、非常勤が400人おります。ですから、だいたい非常勤の方が倍という形になっております。

**○事業者(社会福祉事業団)** 後半の質問ですが、事業団の鈴木と申します。 4 ページの各種委員会のご説明ですが、個別に簡単に概略を説明させていただきます。

「研修委員会」としては、各3団体で事業体として実施しています。3団体の代表で、会議としては年に2回から3回行っております。利用者さんに対して別々の団体ではありますが、メインとしてはハーモニープラザに来られた方に対して、最初は館内の案内ができる程度に、各団体の施設概要を理解するような研修をしております。その他、個人情報、マイナンバー等の情報があれば、そこで共有しております。

次に「モニタリング委員会」ですが、前回の提案の時には「サービス向上委員会」「モニタリング委員会」とあったのですが、今回はそこを統合して計画しております。モニタリングを 実施して集計等をして検討を行い、サービス向上を図るということで立ち上げました。これも 年に3回から4回程度の会議を実施しております。

「リスクマネジメント委員会」ですが、こちらも年に2~3回開催しております。いま主に やっているのは防災訓練等です。あとは、施設の瑕疵やヒヤリハットの事例報告などをお互い に共有して、何かあれば各団体別々ではなく同じ理解ができるような形でということで、具体 的にやっております。

次に「地域交流委員会」ですが、周りの保育所や小学校、近隣の自治体さん等に、ハーモニ

ープラザのことを知ってもらうために、いろいろな広報活動等を行っています。メインとしてはハーモニープラザフェスタということで、夏に1回、冬に1回予定しております。地域交流委員会としては、これがメインの行事になります。企画立案をして、募集人員等は広告等を配ったり新聞に載せたりして集客に努め、ハーモニープラザにこういう施設があることを知ってもらうために行っているところです。以上です。

- **〇伊藤委員** 特に問題等はあまりないのでしょうか。話し合いの中で、特に大事なことは。
- **〇事業者(社会福祉事業団)** そうですね。一番大事なところは、ここの箇所が危なかったとか、建物の瑕疵といいますか、そこが破れているだとか、そういう共通認識があるだけで、特には。
- **〇伊藤委員** そういうことは、シフトのいつもの連携で対応しているわけですね。
- **〇事業者(社会福祉事業団)** そうですね。はい。
- **〇伊藤委員** わかりました。
- **〇西尾部会長** 他に提案書の内容に関するご質問はいかがでしょうか。
- **〇近藤委員** 42 ページの「その他市長が定める基準」のところです。「市内業者の育成」 云々のところですが、先ほどご説明があったとおり、これは既に評価が出てしまっているので、 特に検討というか、言う必要はないということでしょうか。
- **〇矢澤保健福祉総務課長** 評価をするかしないかということで。
- **〇近藤委員** 私たちはそれについて、意見を述べなくてもよろしいのでしょうか。
- **○矢澤保健福祉総務課長** 評価の方は、先ほど言ったように「こういった状況です」ということで、評価をさせていただいております。ご意見による修正はわかりませんが、ご意見をいただく分には支障はございません。
- **〇近藤委員** 先ほど基準がありましたが「A」評価は何パーセント使っているということで、 件数で割られているということでしょうか。どこでしたでしょうか、先ほど評価の見方で、例 えば市内育成の業者さんですと。
- ○矢澤保健福祉総務課長 そうですね。11 ページですね。
- **○近藤委員** 「A」ということは、全部市内の業者さんでやっているという理解でよろしいですか。何か専門的などの場合には違うこともあるように書いてあったものですから、どうなのかなと思いましたが、それだけです。
- **○矢澤保健福祉総務課長** 最初の「A」につきましては、下請けとかそういうところまでは入っておりません。「社会福祉事業団」その他「社会福祉協議会」等が市内にあるところまでで、最初の説明はそういう評価の仕方です。市内産業振興というのは、そういう団体が市内にあるかどうかというところまでです。
- **○近藤委員** 評価の見方と、この提案書文章の内容の読み方がわからなかったので、そういう質問だったのですが。
- **〇矢澤保健福祉総務課長** 例えば社会福祉事業団は、市内産業の振興が「A」になっております。これは単純に、社会福祉事業団が千葉市内に本部があれば「A」ということです。市内事業者の育成につきましては、11 ページの評価に「ABCD」と4段階ありますが、その採択云々の辺りは、効果的な経営がなされているということで「A」評価をさせていただいております。

市内雇用への配慮につきましては、それぞれの団体を構成している従事者の割合に、市内が

何パーセント以上いるかというところです。例えば、事業団であれば8割以上市内の人を雇用しているということで「A」になっています。

なお、(2)の市内業者の育成のところは、評価は付けてございませんので、失礼いたしま した。そういう形で「ABCD」を付けています。

- ○近藤委員 この市内業者育成も「A」が付いていますか。
- **〇矢澤保健福祉総務課長** 市内業者は付いていないです。
- **〇近藤委員** ここだけマルはないですね。読み方に理解が追いついてなかったのかもしれません。そうすると、市内業者の育成は、私たちが評価を付けるということでしょうか。
- **○矢澤保健福祉総務課長** どういたしましょうか。これから、他のところについて審議している間に、呼び戻して間に合うかどうかというところはありますが、他のところについても質問を考えていただいたということですので、先ほど帰ってしまったところも呼び戻して…。
- **○近藤委員** 私としては、皆さんが業者さんから聴取されているでしょうから、そこはわかる範囲で結構です。方向性等について、もっと具体的にお話しいただけるかと期待して、質問をしたのです。ホットな話題だから「きっと検討されているものだろう」ということで、前向きに期待して質問した次第です。
- **○矢澤保健福祉総務課長** 先ほどのマイナンバーについてですが、千葉市の方もいま対応 しているところです。言い訳になってしまうところもありますが、省令はもう出ているものの、 各省庁からの具体的な対応方法については、12月に受けることになっております。

本当はもっと早く出してもらえると、こちらの対応もスムーズにできるのでありがたいですが、実情としては12月くらいに具体的な対応の仕方が出てくるところです。最後は大急ぎで対応することになります。介護の関係もですが。

- **〇近藤委員** そうですね。先ほどの障害者の方々が利用されるところの関係でも。
- **○矢澤保健福祉総務課長** 市も「具体的にどういう形でやっていくか」というところは、詰め切れていないのが実情ではあります。マイナンバーを配り始めていますが、具体的にどう対応していくかというところは。
- ○近藤委員 何らかの「基本方針をつくっています」とか「ポリシーはこういうものです」 というようなものがあるのかと思って、そういう質問だったのです。
- **○矢澤保健福祉総務課長** マイナンバーにつきましては、ご承知のとおり、使える事務というのが特定されております。どういう使い方をするのか、記載の方法や集めた時の対応の仕方は決まっているのですが、具体的な実務の中でどう書いてもらうとか、確認するとか、どこまで実務の中でやっていくかを含めて、まだ見えていないところがあります。
- **○近藤委員** 事業者さんがいらっしゃって「担当者はこう決めて、コンピューターの本体はこうしないでこうします」とか、いろんなお話が出てくるのかと期待して質問をしました。「他から見えないようにこうします」とか、何かそんなふうにするのかと思いました。きちっと意識されているのかということです。そういう答えがあったらいいと思って質問をしたわけです。半分意見になってしまっていますが。
- ○西尾部会長 事業者の方に関する質問は、何か他にございますか。あれば、場合によっては呼んでいただいた方が良いかもしれませんが、無いのに呼んでいただいても無駄になります。事業者に関する質問が何かございましたら、いまお願いをいたします。事業者の方に関しては、ご質問という点ではよろしいですか。はい。では事業者の方、大変お手数をかけて申し訳

ございませんでした。ありがとうございました。

(事業者退席)

**○西尾部会長** では、意見に戻りますが、ご意見はいかがでしょうか。意見としては「管理 経費を縮減するものであること」というところで、やはりこの人件費を見ると、とても高いで すね。びっくりするくらい高いです。

よくわからないのは、男女共同参画センターでは、館長さんより副館長さんの方が2倍もあるのは、なかなかないパターンです。たぶん、館長の方は再雇用というか定年延長か何かで、大幅に下がっていらっしゃると思うのですが、副館長が1,228万円です。1,200万円の副館長というのは、管理経費の縮減としては妥当なのでしょうか。

他の方も、事務職(管理班統括)で1,000万円ですから、すごい金額です。正職の事務職員の方は、社会福祉研修センターも1,000万円ですし、これはいかがなものかと。これで縮減なのかなというのが私の意見です。もう少し何とかならないのかということです。事務班総括、事業班総括も1,000万円近くで、これについては「いかがなものか」というのが私の意見です。

公募ならコンペティションなので、何を出していただいてもいいと思うのです。非公募ですからコンペティションではないのです。そうなると、このまま通るということでは、千葉市民の方々に「これで了解しました」と、私が言っていいのだろうかという気がとてもしています。

これはどうしたらいいのでしょう。私が下げろというのも変な話ですし、意見としてどこかに付記することになるのか、指定管理料のところで個別に判断するのかとは思います。ただ、これは意見ですから、委員の方々がどのように判断されるか、その後事務局のご判断にお任せいたします。他にご意見いかがでしょうか。

**〇松下委員** 私も、やはり他の社会福祉法人でこんなに貰っているところがあるだろうかと、 この冊子あるいは次の冊子を全部見た時に、すごく疑問がありました。そういう意味では公募 の指定管理ではないので、やはり意見としては何か付けたいという思いがあります。

**○西尾部会長** そうですね。公募条件にまで戻るのかもしれないですが、そもそも募集要項に「一般社会福祉法人の賃金水準と均衡がとれるもの」という文言がないのであれば、いまさらというように事業者の方はお考えになるかとは思います。やはり、非公募である以上、ある程度一般の社会福祉法人の管理職員ということで、施設長さんなり主任さんなりの賃金と、そう大きな格差がないことが、市民に対する説明としては妥当なものかと思います。そこからズレているところは、何らかの意見を付けたいかとは思います。他は、いかがでしょうか。

過去の実績を見ると、ことぶき大学校は若干定員充足に苦労しているところではありますが、研修センターですとか、障害者福祉センターは、概ね良好な実績を残しています。実績のところから見ると、提案は実態としてはズレていないわけで、概ね妥当な点をいただいていると感じています。ことぶき大学校に関しては、少し定員充足でご苦労されているというか、十分ではない部分が過去にございましたので、今後については努力をということになります。

ご意見がなければ、審査票にご記入をお願いしたいと思います。このままの方がいいですか。 黄色いファイルから抜いて、バラバラの方がいいですか。1冊でもいいですか。

- ○仁保健福祉総務課主査 そのままで結構です。こちらは構いません。
- **〇西尾部会長** では、審査票への記入をお願いいたします。

(審査票に記入)

**○西尾部会長** ご記入いただきながらで結構です。事務局との確認ですが、先ほどのような

ことに関して、ここで何か意見を付すことは可能ですか。それとも今回は選定の判定だけで、 特にこの委員会の意見を事業者の方に示すということは。

- **○矢澤保健福祉総務課長** もちろん構いません。
- **〇西尾部会長** よろしいですか。
- **○矢澤保健福祉総務課長** 先ほどの給与の関係ですと、これから手続きに入るわけですが、 その段階で「こういったことがありました」という話をして、あとは相手方もありますので、 そこで調整をしていくということです。
- ○西尾部会長 私の意見としては、事業団も社会福祉法人ですから民間団体ということです。 少なくとも非公募の施設の管理に関しては、他の社会福祉法人の給与水準との均衡を十分考慮 していただきたいことは、意見として付けさせていただきたいです。公募の部分とか、他の事 業に関しては、ご自由になさればよかろうかと思います。しかし、非公募の部分に関しては、 少なくとも「他の社会福祉法人の給与水準を十分念頭において、ご検討いただきたい」という 意見を付けさせていただきたいと思います。

あとは、意見というよりもアドバイスですが、セクシュアル・ハラスメントについて「しっかり規定をしています」というのが、どこかにありました。どこかの委員会でも出ましたが、セクシュアル・ハラスメントだけではなくて、ハラスメント全体に規定を整備されたらと思います。セクハラ以外のハラスメントも含めた規定の整備をということで、これは提案というか、「今後ご検討ください」というレベルです。一般的なハラスメントも含めた規定に作りかえられた方が、よろしいのではないかということです。

では、審査項目について「D」または「E」を付けた項目がある委員は、いらっしゃいますでしょうか。「D」または「E」の項目は特になかったということでよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、ハーモニープラザについての当部会の意見としましては、「D」や「E」がなかったということから「申請者は、管理を適切かつ確実に行うことができるものと認められる」という形で、まとめさせていただきます。あとは、先ほどの給与についての意見を付させていただいて、まとめていきたいと思います。よろしいでしょうか。

#### (異議なし)

**○西尾部会長** ありがとうございます。以上で議題(1)「ハーモニープラザの各施設の指定管理予定候補者の選定について」を終了いたします。事務局におかれましては、本部会で示された意見等を十分に考慮し、今後の協議の中で反映していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで事務局の入れ替えがありますので、お願いをいたします。

## (事務局入替・事業者入室)

- **〇西尾部会長** では、次に議題(2)「千葉市桜木園の指定管理予定候補者の選定」に移ります。「第1次審査及び応募提案書等」についての説明を事務局からお願いいたします。
- **〇根岸障害福祉サービス課長** 障害福祉サービス課長の根岸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、桜木園の概要について、ご説明いたします。「参考1」の1枚目「千葉市桜木園 施設の概要」をご覧ください。「1 桜木園の概要」ですが、開設年月日は「昭和46年8月1日」で、施設の老朽化のため、平成18年に建て替えを実施しております。施設の所在地は「千葉市

若葉区桜木8丁目31番15号」でございます。

「2 桜木園内施設の概要」ですが、桜木園では対象者の年齢や、利用形態等に合わせ、様々な事業を行っております。表の3段目から5段目にかけて「事業種別」「事業内容」「対象者」を記載しておりますので、ご覧ください。まず、入所系の事業ですが、「障害児入所支援」及び「療養介護」は、重症心身障害児(者)を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行うものでございます。「短期入所」は、家族が疾病等により介護ができなくなった場合等に障害児(者)を預かり、日常生活の支援を行うものでございます。

次に通所系の事業ですが、「日中一時支援」は、日中において一時的に見守り等の支援が必要な障害児に対し、日中の活動の場を提供するものでございます。「生活介護」「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」は、在宅の重症心身障害児(者)に対し、通所により「日常生活動作・運動機能等に係る訓練・指導等」を行うものでございます。

次に、選定手続きにあたり、申請者へ交付した書類についてでございます。「資料1-3 指定管理予定候補者選定要項」及び「資料1-4 管理運営の基準」をお渡ししてございます。「資料1-3 選定要項」でございますが、指定管理予定候補者の選定に関し、必要な事項を定めたもので「選定の概要」「施設の概要」「指定管理業務の範囲」「選定の手続き」などについて記載しております。

3ページから4ページにかけてご覧ください。指定管理施設の目指すべき方向である「ビジョン」につきましては「必要な医療や福祉サービスを提供することで、重症心身障害児(者)が安心して暮らせるようにすること」としております。また、「ビジョン」を実現するために、施設の役割を示した「ミッション」については、記載のとおりでございます。

続いて、5ページをご覧ください。「指定管理者制度導入に関する市の考え」として、市が 指定管理者に期待する効果を記載しており、効果の検証にあたっては「成果指標」と、それに 対応する「数値目標」を設定しております。数値目標といたしましては「各事業の定員充足率 9割以上」、②としまして「利用者アンケートにおける満足度9割以上」としております。

次に、「資料1-4 管理運営の基準」をご覧ください。管理運営の基準では「千葉市桜木園 設置管理条例」や、選定要項で示している「指定管理業務」について、市が指定管理者に要求 する具体的な管理運営の基準を定めております。

その他交付した書類ですが、「参考4-3 基本協定書(案)」のひな型、申請に関する様式の一式などを申請者へ配付いたしました。

続きまして、「資料1-2 提案書」をご覧ください。お伝えしておりますとおり、今回は非公募としており、現在の指定管理者である「千葉市社会福祉事業団」から、10月2日付けで申請があったものでございます。内容につきましては、37ページをご覧ください。「施設の設置目的」「ビジョン」「ミッション」「指定管理者に求められる役割等」を踏まえ、事業実施の基本的な考え等について記載してございます。(1)として「利用者が個人の尊厳を保持しつつ、安全で質の高い生活が送れるよう、個々の特性やニーズに応じた医療や療育の提供に努める」「医療機能を有する専門施設として、在宅障害者が地域で自立した生活を営むことができるように支援する」「専門知識や技術の研鑽に常に励み、最良のサービスを提供する」「医療、保健、教育ほか、関係機関と積極的に連携し協力して支援する」としております。具体的な事業内容につきましては、記載のとおりとなります。

最後に、第1次審査の結果について、ご説明いたします。「参考2 第1次審査の結果につい

て」をご覧ください。1 枚目をご覧ください。第1次審査では、指定申請者から提出された「指定申請書類」について、選定要項に定める申請の資格要件を備えているか、また失格要件に該当しないか、15の審査項目を用いて、事務局が形式的要件を審査いたしました。

個別の審査項目と審査結果については、表に記載のとおりで「申請資格要件」をすべて満た し、かつ「失格要件」のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、第1次審査につ きましては「合格」との報告をさせていただきます。桜木園については以上でございます。

**○西尾部会長** ただいまの事務局の説明に対して、質問がありましたらお願いいたします。 なお、最後に意見を決定する必要がありますので、意見は後ほどお願いをいたします。という ことで、事業者の方もいらっしゃいますので、内容に関する質問をこの場でお願いいたします。

私の方から1つ、利用促進のところですが、入所の部分は従来より概ね定数を満たしてきているかと思うのですが、通所の部分では、だいぶ定員と実績の間にはズレがあったかと思います。具体的にこの通所の部分では達成率・予測率9割というのが数値目標ですが、事業者としてどのようにしてこれを達成しようとお考えなのでしょうか。

**〇事業者(桜木園)** 桜木園の藤沼です。よろしくお願いいたします。一応、今までいろいろな見学等も実施してきました。今年度は試しでやっておりますが、体験・見学という形で学校へ通っている方を対象に、いまのところはやっております。

いま現在ですが、11月20何日でしたか、日にちはちょっと忘れましたが、その日にも桜が 丘特別支援学校から、全部で24名の体験ということでお時間をいただき、スヌーズレンという 光の部分で聴覚等いろいろな部分に訴えるものを体験していただいき、少しでも施設利用を進 めていきたいということです。

来年度につきましても、3名の方が契約ということで手続きが済んでおります。もう1名の方につきましては、他施設の利用を含めて、いま交渉をしているところです。そういう形で今度は児童を含め、保健センター等にも「そういう体験をやっていますよ」ということを啓発し、体験しながら施設を理解していただく形で増やしていきたいと思っています。

また、いま現在ご利用になっている利用者の方から、送迎の充実も求められております。保護者負担の軽減を踏まえて、千葉市の所管課の方と協議をしながら、できれば寄付金等を活用して増車を図り、送迎の充実に努めていきたいと考えております。以上です。

**〇西尾部会長** はい、わかりました。他にいかがでしょうか。追加しますと、いまの施策についてはご説明いただきましたが、なかなか9割以上というのは、従来の実績からすると相当上積みをしないといけない数字かと思います。

このモニタリングですが、どこの部署が「月次でどのぐらいか」をチェックするのか、内部体制的にはどなたがなさる業務なのでしょうか。所長さんですか、それとも法人本部がなさいますか。要するに「達成 90%以上」というプランをつくったわけですから、進行状況については誰かがチェックをするわけですね。それはどなたの業務になるのでしょうか。所長さんがチェックをされるのか、それとも、事業団の本部でチェックをされるのですか。

**〇事業者(桜木園)** 毎月、市の方に報告をしていますが、やはり利用率が下がった場においては、キャンセルの方などで空いたところに充足し、また送迎等を行うということで、なるべく増やす方向で指示を出しております。そういう形でのチェックにつきましては、いま桜木園の事務の方で行っております。

**〇西尾部会長** 桜木園の方でやられているということですね。はい、わかりました。実は「通

所 90%は厳しいのではないか」という所感を持つわけです。入所の 90%は難しくないと思うのですが、もしかしたら通所 90%はかなり厳しいのかと。でも、事業者としては「やる」というお考えであると理解いたしました。他にご質問はいかがでしょうか。

**〇松下委員** よろしいでしょうか。 1ページの「管理運営の基本的な考え方」というところの、1の後段になります。「こうしたことから、当事業団は」というところのくだりです。後ろから2行目、3行目のところ辺りからですが。

○西尾部会長 資料の何番の1ですか。

**○松下委員** 資料1−2の1ページです。その(1)管理運営の基本的な考え方の中で、1「指定管理者制度への考え方と管理運営に対する決意」の終わり2行ですが、「優れた利用者サービス・市民サービスの提供と、徹底的な経費の縮減に向けて、抜本的に業務を見直し、創意工夫を凝らして管理運営に取り組みます」という決意ですが、この「抜本的」というところをもう少し具体的にお聞かせいただけたらと思います。

今までも、これまでの委員会等でも、熱心に取り組んでおられることは承知しているつもりです。ここに敢えて「抜本的に」というように、文字化されたのには何かあるのかと思います。 そこを、具体的にご説明をいただけたらと思います。

**○事業者(社会福祉事業団)** サービスにつきましては、基本的にあれば「抜本」というよりも、これから入所者の方には、やはり高齢化等のいろいろな部分が入ってきます。高齢化に対して、まだ重心の施設というのは、初めて体験することが非常に多いところでございます。そういう部分から、やはり処遇上であるとか、いろいろな部分で新たなものを見直しながら、支援方法については今までどおりではなく、改めて見直した形でサービス提供を行っていくということで挙げさせていただきました。

経費についてですが、利用者の処遇低下は難しい問題がありますので、できるだけ全体的な 削減に努めていく形で、そうまとめた中で「抜本的」という言葉をちょっと使わせていただき ました。よろしいでしょうか。

**〇松下委員** 確かにおっしゃるとおり、現在入居されている方たちが高齢化して、これから 年代が上がってくるというところや、サービスの質というところでは様々な創意工夫が必要か と思いました。経費の縮減では、何か具体的な取組みがあるのかという期待を込めて、お尋ね をしました。

**〇西尾部会長** よろしいですか。事業者さん、松下委員のご質問は、「経費の縮減について、 抜本的に業務を見直す」というふうに書いてありますが「経費の縮減に向けて抜本的に何をな さるのですか」ということであって、その「抜本的施策についてご説明をお願いできませんか」 ということなのです。

サービス内容についてのお話は、高齢化等のことで理解できたのですが、ここには「経費の縮減に向けて」と書いてありますので、そこの部分を明確にお願いしたいということです。はい、お願いします。

**○事業者(社会福祉事業団)** 事業団の岩村と申します。桜木園という単独の施設に限ったことではないのですが、2年ほど前から人件費の削減ということで、使用している給与表そのものは市のものを利用しているのですが、等号給を下げて、人件費の削減を段階的に図っております。一応この段階は26年度で完成ということがありますが、市の改正もございますので、その都度ということです。結局はその度に見直しを図りながら、人件費の削減は1割弱を目指

してやっております。

**〇西尾部会長** ということだそうです。そうですね。それはそれで、もうちょっとありますか。伊藤さん、ご質問をどうぞ。

○伊藤委員 先ほどのハーモニーと、ちょっと対応するところです。人材確保にずい分ご苦労をされているようで、1ページにもありますが、9ページにもいろいろと方策が書いてあります。これだけ書き込みがあるということは、かなり人材確保は難しいのかと思いますし、市内のどこの施設も人材確保に非常に苦労をしているみたいですね。具体例というか実態というか、その辺りをお話しいただければちょっとありがたいです。確保 100%ということで対応しているのか、あるいは、そこまで至っていないのか、その辺の対応を教えていただければと思います。

それから、もう一つ、これは虐待の問題です。これはあってはならないのですが、35ページの図面のところに、上の図面の各プロジェクトに「虐待防止及び権利擁護」というところがあります。他にもいくつか記載はあると思いますが、昨年は残念なことに千葉県の袖ケ浦の福祉センターで虐待事件があって、死亡事故がありました。各施設でも虐待問題には大変苦労していると思います。

おかげさまで、市内にはあまりそういう報告はないと思っていますが、その辺を事業者さんとしては、あるいは千葉市でもいいのですが、虐待防止ということに関し、県の事業団の虐待の事故に関して、どう受けとめてらっしゃるのでしょうか。その辺りのお考えや、事業団として今後の対策というか、事故防止や虐待防止対策等を考えてらっしゃるのか、研修等も含めて何かあればということで、個人的に参考としてお伺いできればと思います。

**〇西尾部会長** ということで、一点は人材確保についての状況、二点目は虐待防止について どのような施策をお持ちかについてお願いします。

**○事業者(社会福祉事業団)** 事業団です。まず、人材確保ですが、正直に言いまして、看護師がいま現在5名足りておりません。いろいろと探してはいるのですが、やはり、なかなか難しいというのが現状です。できる限り職員に穴を開けるわけにはいきませんので、介護員でちょっと何名か埋めているような形になっています。

- **〇西尾部会長** 5名というのは、これは事業団全体としてということですか。
- ○事業者(社会福祉事業団) 桜木園で5名です。
- ○西尾部会長 桜木園で5名足りていないということですね。もう一点の虐待防止策について、何かやってらっしゃることや、計画していることはどんなことでしょうか。

○事業者(社会福祉事業団) 虐待防止につきましては、やはり障害者はいつも大きな問題になっております。高齢者の方が最近若干多く出ておりますが、やはり施設にとっても、虐待と見られてしまう行為はあります。逆に言えば、拘束の部分もあります。やはり、自分で管を抜いてしまうとか、そういう場合についても、いったん保護者の方のご理解を得た上でやりますが、月に一回、この子をどういう形で、そういうものをやらずに拘束しなくても済むような形でできないか、そういう検討会を随時行うとともに、職員には月に一回虐待の自己チェックを行って啓発を図るということです。

そして、基本的には1対1の処遇ではなくて、寝たきりの部分もありますから、2名の対応になっております。お互いがそういう形で確認しながら、虐待にならないようにするということでやっております。また、研修をやりまして、第三者から見た目で考えながら、虐待と思わ

れない行為をする形で啓発を行っているところです。以上です。

- **〇伊藤委員** いろいろと、せっかくそこまでやっていらっしゃるのだから、もうちょっと書き込んでいただければ、評価ももっとできると思います。以上です。
- 〇事業者(社会福祉事業団) わかりました。
- **○西尾部会長** 他にご質問はいかがでしょうか。ご質問としてはよろしいですか。先ほど、 給与の改定に取り組んでいらっしゃるということでした。この提案書にある年間人件費という のは、それが達成されている状況での経費という理解でよろしいですか。
- **〇事業者(社会福祉事業団)** この段階で、やれる範囲では実施しているということです。
- **○西尾部会長** わかりました。今後さらに給与を改定していくというご予定はお持ちですか。 それとも、それはもう完了したということですか。市の給与表が変わることに関して連動する ことは別としても、事業団としての判断で変える部分は今後あるとお考えですか。それとも、 ないという考えですか。
- **〇事業者(社会福祉事業団)** 基本的にはありません。
- **○西尾部会長** はい、わかりました。他にいかがでございましょうか。質問が以上でよろしければ、このあとは選定に関する議事に移りますので、事業団の方は退席をお願いいたします。

#### (事業者退席)

**○西尾部会長** 財務関係につきましては、先ほど伺いましたので、それ以外のご意見をお願いいたします。

定員の変更はないのですね。今までと同じですね。通所 20 人は埋まるのでしょうか。現実的に、私としては 20 人の通所はどうしたって埋まらないだろうとは思いますが、ただ、9割ということで、事業者としてはそれで受けたということで、あとは年度評価ということでしょうか。もう1つ前に戻ると、やはり9割は厳しいのではないかというのが、現実問題としてはあり

まして、当日の体調でキャンセルされる方なども、当然この部分には出てきます。 9割は大げ さとしながらも、それに近づいてくれればという思いがあります。

やはり、人件費はすごいですね。これは毎回の話で「この話か」という感じですが、やはり 議事録に残さざるを得ないかと思います。「ここから下げない」という数字がこれかと言うと、 やはり相当に高いですね。特にご意見がないようでしたら、審査票の記入をお願いいたします。

#### (審査票に記入)

**○西尾部会長** 記入していただいたでしょうか。「D」または「E」をお付けになった方と、あと「支出見積りの妥当性」は「C」が付くと「検討」です。ですから、支出見積もりのところに「ABC」の3段階で「C」をお付けになった方、もしくは、他の項目で「D」または「E」をお付けになった委員は、いらっしゃいますでしょうか。

私は「支出見積もりの妥当性」は「C」にしましたが、全員が「C」ですと自動的に失格ですが、他にいらっしゃらなければ「検討」ということになります。はい、いかがでしょうか。

- ○近藤委員 46ページの記載から、例えば「ABC」を判断するということになるのですか。
- **○西尾部会長** いや、46 ページと、その1-2の一番最後の資料に個別の提案書「別紙1」がございますので、こちらも併せてかと思います。この賃金水準ですが、先ほどのお話の「ここから引き下げていくことはない」という前提で考えると、どうでしょうか。介護員で一番高い方は、部門長とはいえ850万円の介護員は、いま民間施設や他の施設ではおそらく県内で皆無でしょう。850万円の介護員の次の方は820万円です。

福利厚生費等も含んでのお金かもしれませんが、それにしてもこの金額はおそらくないだろうと思います。保育士さんでも800万円強は妥当とは思えないのです。ということですが、ここから先は「失格」にするべきかどうかという判断ですから、「失格」にまではしなくても良いかとは思ってはおります。

ただ「これで良い」と思われても困ると思っていますが、諸先生、いかがでしょうか。特に「失格に」ということでなければ良いかと思いますが。では、よろしいですか。特に「失格」ではないということで、良いかと思います。

では、「桜木園」について、当部会の意見としては「申請者は管理を適切かつ確実に行うことができるものと認める」とさせていただきたいと思います。ただし「経費縮減については、特に人件費部分についてはぜひ再検討をお願いしたい」ということです。

#### (異議なし)

- **〇西尾部会長** 以上で、議題(2)の「桜木園の指定管理予定候補者の選定について」を終了いたします。
- ○矢澤保健福祉総務課長 予定にはなかったのですが、ちょっと1時間以上を経過しております。休憩をとると、逆に拘束してしまう時間が長くなる面はありますが、あと40分ぐらいの予定ですが、どういたしましょうか。
- **〇西尾部会長** ちょっとトイレ等で 10 分ほど休憩をしますか。会議の後はお忙しいですか。
- **〇近藤委員** いやいや、大丈夫です。
- ○西尾部会長 よろしいですか。では、10 分ほど休憩させていただいて、いま 15 分ですので、25 分再開ということでお願いします。

### (休憩)

- **〇西尾部会長** では、次に議題(3)「千葉市療育センターの指定管理予定候補者の選定」に移ります。事務局は事業者の方を呼び入れていただいていますね。はい、ありがとうございます。「第1次審査及び応募提案書等」についての説明を、事務局からお願いいたします。
- ○根岸障害福祉サービス課長 それでは、療育センターの概要について説明をいたします。 「参考1」の2枚目「千葉市療育センター 施設の概要」をご覧ください。
- 「1 療育センターの概要」ですが、開設年月日は「昭和56年6月1日」で、開設以来約30年以上経過しており、まだ建て替えが必要ということではありませんが、施設自体もだいぶ老朽化が目立ってきております。施設の所在地は「千葉市美浜区高浜4丁目8番3号」でございます。
- 「2 療育センター内施設の概要」ですが、療育センターでは対象者の種別や年齢、利用形態等に合わせ、様々な事業を行っております。表の3段目から5段目にかけて「事業種別」「事業内容」「対象者」を記載しておりますので、ご覧ください。

「療育相談所」は、障害があると思われる児童の診断・検査・評価を行い、その障害の原因や程度等を明らかにし、適切な療育・指導を行うものでございます。相談という名称でありますが、医療法に基づく診療所でもあり、障害があると思われる児童は、療育相談所での診断を受けることにより、その後の療育につながっていくため、障害児療育のスタート地点となるものでございます。

「やまびこルーム」及び「すぎのこルーム」は、いずれも障害児通所支援事業所です。療育センターの障害児通所支援事業所では、就学前のお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の訓練や集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援事業」を実施しております。障害の状況に応じ、難聴児は「やまびこルーム」の児童発達支援、肢体不自由児は「すぎのこルーム」の医療型児童発達支援、知的障害児や発達障害児は「すぎのこルーム」の児童発達支援で療育を行っています。また、このほか、就学後であっても3年生までであれば、日中一時支援でお子さんを一時的にお預かりしています。

「いずみの家」は、障害者の就労を支援する障害福祉サービス事業所でございます。一般の事業所への就職が可能と見込まれる方は、就労移行支援において就労に向けた訓練を行っております。また、就職が困難と思われる方は就労継続支援B型において、生産活動の場の提供等の必要な支援を行っています。このほか、障害のある方については、日中一時支援で一時的にお預かりをしています。

「ふれあいの家」は、障害者に対して各種相談に応じるとともに、社会との交流促進、レクリエーションなどの便宜を提供するもので、いわば公民館的な機能を持つ事業でございます。

「ぱれっと」は、障害者がヘルパーや生活介護などの障害福祉サービス等を利用する際に、 障害者の意向や心身の状況等を総合的に勘案し、適切なサービスの組み合わせをサービス等利 用計画として作成し、サービスの利用を援助するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行 うものでございます。

次に、「資料 2-3」をご覧ください。選定要項になりますが、3ページの「4 管理対象施設の概要」の(1)設置目的等のうち「ビジョン」でございますが「心身の発達の遅れや、その心配のある児童の障害を早期に発見し、心身の健やかな発達や集団生活への適応を支援すること。また、障害者の自立や社会参加を支援すること」としております。4ページの方に「ミッション」が書いてありますが、それについては記載のとおりとなります。

続きまして、5ページで「指定管理者制度導入に関する市の考え」でございますが、「数値目標」といたしまして①「定員の充足率9割以上」、②といたしまして「利用者アンケートにおける満足度9割以上」としております。

次に「資料2-2 提案書」をご覧ください。46ページとなります。市の定めた「ビジョン」や「ミッション」「指定管理者に求められる役割等」を踏まえ、事業実施の基本的な考え方を示してございます。各事業ごとに記載がございまして、記載のとおりとなります。また、具体的な事業内容につきましても、47ページ以降に記載のとおりになっております。

最後に「参考2 第1次審査の結果について」の2枚目をご覧ください。個別の審査項目と審査 結果については表に記載のとおりです。「申請資格要件」をすべて満たし、かつ「失格要件」 のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、第1次審査につきましては「合格」と の報告をさせていただきます。療育センターについての説明は以上でございます。

○西尾部会長 ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問があればお願いいたします。 私からですが、いくつかの事業で定員充足率のかなり低い事業があったかと思います。その 割には、提案書の方向のところは、割とさっぱりしているのですが、ここに書かれているほか に、何か広報とか利用拡大に向けた方策をお持ちでしょうか。「提案書2−2」の34ページか らですが、ここに書かれているもの以外に具体的な方策は何かございますか。

**〇事業者(社会福祉事業団)** すみません。座ったままで私の方からご説明させていただき

ます。療育センターの事務局長の高橋と申します。よろしくお願いします。資料の中で 68 ページ「成果指標」のところにも、具体的に書かせていただいております。

委員がおっしゃったように、今まで利用率が非常に少ないのは、うちで言うと「すぎのこルーム」、大宮学園で言うと「たけのこルーム」が日々の利用定員に対しての充足率が非常に低く、27~28%ということで3割弱でした。こちらについては、利用者の自由度を少し持たせようということで、具体的に「午前の部」「午後の部」というように二部制にして、事業を実施してみようということで、具体的な方法で検討して提案させていただきました。給食については、「午前」「午後」を利用した方は、どちらでも希望があれば食べられるということです。

その他に、保育所を含めて一般の事業所さんで預かっていただけないお子さん、医療的なケアや監視の頻度が割と高いお子さんについては、積極的に我々の事業団で預からなければいけないだろうということで、他で断られたお子さんを中心に、どうにか対応して預かれる方法を来年の4月以降に検討するということで、ここには明記しておりませんが考えております。以上でございます。

**○西尾部会長** いまのお話ですと、通っていらっしゃるお子さんの自宅が、かなり広域になるのではないかと思います。その辺はどうされるのですか。

**○事業者(社会福祉事業団)** いま、おっしゃっていただいたように、これをすべて千葉市内ということで、うちで言えば大宮学園と療育センターのエリアに分けても、それでもかなり広範囲になってきます。そうなると、通園自体が非常に遠方からになるので、趣旨はちょっとはかりかねますが、通園バスのエリアはかなり広範囲になり、たぶん全部はカバーできないだろうと思います。そうなると、主要駅のピストン送迎ということで、送迎の形態も若干考えなければいけないと思っております。

もしくは、これは市との協議になりますが、通園自体をうちで回るとなると、親の自由度に もある程度は時間拘束が出てきます。それも視野に入れて、通園自体が良いのかどうかも考え なければいけないとは思っております。

**○西尾部会長** 大変難しい課題かとは思います。就労移行支援も「定員6人」というのはかなり厳しい数字かと思いますが、これに対しては何か方策をお持ちですか。

**〇事業者(社会福祉事業団)** これは、障害を持った方が就労した場合に、何かあるとどうしても一番最初に切られる部分ではあります。具体的に、いま明確にお答えできる方法はありませんが、一歩一歩企業さんとの連携を深めて、やっていくしかないとは考えております。

**〇西尾部会長** はい。ありがとうございます。他は、いかがでしょうか。事業所の方への質問も含めて、質問はいかがですか。よろしいですか。特になければ、この後は選定に関する議事に移りますので、事業者の方は退席をお願いいたします。

#### (事業者退席)

**〇西尾部会長** では、ご意見をお願いいたします

就労移行支援6人というのは、いかんせん非現実的な数字かと実は思うのです。一生懸命に 支援して就労すると、就労移行支援の利用者でなくなってしまうということで、こちらは成果 が出ると定員が割れていくような、とても辛い事業です。なかなか数が増えにくいのは、やむ を得ないのかと思います。

通所の部分がどれぐらい上がるのかということですが、先ほどの提案では、少しシステムを変えて動いているところでは、従来よりは少し良いというところです。ただ、従来が30%です

から、どこまで9割が達成できるのか、ちょっと疑問はあります。でも、努力はされるという ことなのだろうと思います。給与については、先ほどと同じなので、申し上げることはないと 思いますが。

特にご意見がないようであれば、審査票のご記入をお願いいたします。

### (審査票に記入)

**○西尾部会長** よろしいでしょうか。「D」または「E」と、先ほどの「支出見積りの妥当性」のところで「C」をお付けになった委員の方は、いらっしゃいますか。「D」または「E」に関しては、特にないということです。やはり、私だけ厳しくて「C」を付けておりますが、先ほどの「支出見積りの妥当性」については、こちらも先ほどと同じで欠格に相当するものではないという判断で、私はよろしいかと思います。

それでは、「療育センター」についての当部会の意見は「申請者は、管理を適切かつ確実に行うことができるものと認められる」ということで、まとめとさせていただきます。給与については、先ほどと同様に「縮減についてご検討いただきたい」という意見を付けさせていただきたいと思います。

#### (異議なし)

**〇西尾部会長** 以上で、議題(3)「療育センターの指定管理予定候補者の選定について」を 終了いたします。

次に、議題(4)の「千葉市大宮学園の指定管理予定候補者の選定」に移ります。事務局は、 事業者の方を呼び入れてください。

### (事業者入室)

- **○西尾部会長** よろしいですか。「第1次審査及び応募提案書等」についての説明を、事務 局からお願いします。
- **○根岸障害福祉サービス課長** それでは、大宮学園の概要につきまして説明いたします。「参考1」の3枚目「千葉市大宮学園施設の概要」をご覧ください。
- 「1 大宮学園の概要」ですが、開設年月日は「昭和43年6月1日」で、施設老朽化のため、 平成16年に建て替えを実施しております。施設の所在地は「千葉市若葉区大宮町3816番地」 でございます。
- 「2 大宮学園内施設の概要」ですが、「ひまわりルーム」及び「たけのこルーム」はいずれも障害児通所支援事業所です。表の3段目から5段目にかけて「事業種別」「事業内容」「対象者」を記載しておりますので、ご覧ください。大宮学園の障害児通所支援事業所では、療育センター内各ルームと同様に、就学前のお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の訓練や集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援事業」を実施しております。

障害児の障害の状況に応じ、知的障害児は「ひまわりルーム」の児童発達支援、肢体不自由児は「たけのこルーム」の医療型児童発達支援、発達障害児は「たけのこルーム」の児童発達支援で療育を行っております。また、このほか、就学後であっても3年生までであれば、日中一時支援でお子さんを一時的にお預かりしています。

「資料3-3 選定要項」をご覧ください。ページで言うと3ページになります。「管理対象施設の概要」の(1)設置目的等の「ビジョン」ですが「障害児療育の専門性を高め、質の高い療育を提供し、心身の健やかな発達や集団生活への適応を支援すること」としております。

「ミッション」につきましては記載のとおりでございます。 (4) の「指定管理者制度導入に関する市の考え」でございますが、5ページになりますが「数値目標」といたしまして、「定員充足率9割以上」「利用者アンケートにおける満足度9割以上」としております。

次に「資料 3 - 2 提案書」をご覧ください。37 ページになります。「施設の設置目的」や「ビジョン」「ミッション」「指定管理者に求められる役割等」を踏まえまして、事業主の基本的な考え方が記載されております。9点ほど書かれてありまして、記載のとおりの方針で管理運営にあたることとしております。具体的な事業内容につきましては、38 ページ以降に記載してございます。

最後に「参考2 第1次審査の結果について」の3枚目をご覧ください。個別の審査項目と審査結果については、表に記載のとおりです。「申請資格要件」をすべて満たし、かつ「失格要件」のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、第1次審査につきましては「合格」との報告をさせていただきます。大宮学園についての説明は以上でございます。

**〇西尾部会長** それでは、ただいまの事務局の説明に対しまして、質問がありましたらお願いいたします。なお、ご意見は後ほどお伺いいたします。

こちらも、やはり1つは定員充足率の向上が大きな課題かと思います。先ほどの説明にも少しありましたが、こちらの独特のものというのは何かございますか。

○事業者(社会福祉事業団) 大宮学園も私の方の所管施設なので、引き続き私の方からお答えさせていただきます。基本的には、先ほど療育センターの時にも申し上げましたが、「たけのこルーム」も「すぎのこルーム」と同じ手法で、来年4月以降に新たな試みとしてやってみようと考えて、提案をさせていただきました。受け入れ体制ということで、先ほど民間やその他一般の市の保育所でもお預かりできないお子さん、そういった困った保護者のために、他で預かれない子を中心に預かっていくという同じ解釈をして、大宮学園をやらせていただくという所存です。

**○西尾部会長** 「ひまわりルーム」の方は、ちょっといま過去の実績が頭の中にないのですが、どうでしたか。

**〇事業者(社会福祉事業団)** 現状は87.8%ぐらいですから、約9割です。もうちょっと頑張れば、ここで書かせていただいた90%はクリアできると思います。

**○西尾部会長** はい。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。先ほどと概ね同じですので、あまり質問もないかと思いますが、ご質問はよろしいですか。では、この後、選定に関する議事に移りますので、事業者の方は退席をお願いいたします。

# (事業者退席)

**〇西尾部会長** いかがでしょうか。特にご意見がなければ、審査票にご記入をお願いします。 (審査票に記入)

**○西尾部会長** よろしいでしょうか。「D」または「E」で、欠格の検討をすべき事項に印を付けた委員の方はいらっしゃいますか。私は先ほどと一緒で、やはり「C」を付けましたが、こちらも欠格にする必要はないだろうと考えます。それでは、「大宮学園」についての当部会の意見につきましては「申請者は、管理を適切かつ確実に行うことができるものと認められる」とさせていただきます。

#### (異議なし)

○西尾部会長 以上で、議題(4)「大宮学園の指定管理予定候補者の選定について」を終了

いたします。

最後に、議題(5)「その他」です。傍聴人の方はいらっしゃらないということで、よいですね。それでは、事務局からお願いいたします。

**○矢澤保健福祉総務課長** 長時間にわたり、本当にありがとうございました。また、説明が不十分のところがございまして、その点につきましては重ねてお詫びを申し上げます。それでは、「その他」の連絡事項でございますが、今後の予定についてお知らせさせていただきます。

本日審議していただきました「指定管理予定候補者の選定結果」につきましては、書類上の流れになりますが、部会長から委員会の会長に「報告」をいたします。その後、会長から市長へ「答申」していただくという流れを予定しています。

千葉市では委員会からの答申を受け、指定管理予定候補者を決定し、応募事業者に選定結果 を通知いたします。実務的な流れといたしましては、その後、仮協定締結に向けた協議をスタートいたします。この部会で話し合われたご意見等を取り入りながらの協定作りになります。

仮協定の締結が終わりますと、選定結果の公表を行うとともに、11 月下旬から始まります第 4回千葉市議会の定例会におきまして、指定管理者の指定に係る議案を提出することとなりま す。議決されたのち本協定を締結し、4月から新たに管理運営が始まることになります。

なお、本部会につきましては、今年度はこれ以後開催の予定はございませんので、その点を お知らせさせていただきます。「その他」は以上でございます。

**〇西尾部会長** 皆様方のご協力をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

以上をもちまして「平成27年度 千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会 第2回障害者施設等部会」を閉会いたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

**〇仁保健福祉総務課主査** 委員の皆様、大変お疲れ様でございました。最後に、私から三点 事務連絡をいたします。一点目、本日の会議の議事録作成の関係でございます。後日、内容の ご確認を皆様にお願いする予定でございますので、ご承知おきください。

二点目、フラットファイルや審査票などの資料につきましては、事務局で回収いたしますので、机上に残しておいていただけますでしょうか。

三点目、申し訳ございませんが、西尾部会長には、先ほど出ました部会の意見に係る報告内容につきまして、ご相談をさせていただけますでしょうか。会の終了後、少しお時間をいただけますでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日はお忙しい中、大変ありがとうございました。以上でございます。

千葉市保	健福祉	局指定:	管理者	選定	平価季	昌会
	(本)田   本				川川夕	メム

障害者施設	等部会		
部会長			